

「日本語教育の推進のための仕組みについて（報告）」に対する
国民からの意見募集の結果について

日本語教師の資格に関する調査研究協力者会議において取りまとめられた「日本語教育の推進のための仕組みについて（報告）」について、国民の皆様にご意見の募集を行いました。主な意見は別紙のとおりです。頂いた御意見につきましては、今後法制面等の具体的な検討を進めるに当たり、参考にさせていただきます。なお、取りまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々のご協力に厚く御礼申し上げます。

1．国民からの意見募集の概要

- (1) 期間 令和3年8月20日（金）～令和3年9月17日（金）
- (2) 告知方法 文化庁ホームページ、e-GOV等
- (3) 意見受付方法 文化庁ホームページ、e-GOV等に掲載

2．意見の提出状況

- (1) 意見総数 : 855件（1707項目）
- (2) 意見者内訳 : 団体から計12件、個人から計843件

<参考> 内容ごとの意見の内訳

報告案 該当箇所	意見数
はじめに	14
日本語教師の資格について	1302
1．日本語教師の資格の目的	77
2．資格取得要件	40
3．試験の内容及び実施体制等	100
（1）試験の内容等	67
（2）試験の実施体制等	45
4．指定試験実施期間及び指定登録機関に求められる役割	14
5．教育実習	111
6．指定日本語教師養成機関	54
7．試験の一部免除及び教育実習の免除	129
8．更新講習	91

9．学士以上の学位	83
10．現職日本語教師等の資格取得方法	398
11．その他	205
日本語教育機関の水準の維持向上を図るための仕組みについて	316
1．制度の目的	22
2．日本語教育機関の範囲	17
3．日本語教育機関の類型と申請主体	107
4．制度の詳細	67
(1) 評価制度の性質	9
(2) 評価制度の審査項目	65
5．評価主体について	8
6．類型「留学」「就労」「生活」の全体イメージ(案)	20
7．支援について	32
8．その他	42
全体に関して	32
その他	43

「日本語教育の推進のための仕組みについて（報告）」に関する 主な意見の概要

本概要は、寄せられた意見に基づいて、事務局の責任において作成したものである。

はじめに

- ・新たに創設される資格は名称独占資格となるため、現在の日本語教師が制度発足後も引き続き「日本語教師」と名乗ることができるように、現在の「日本語教師」と混同されることのない新名称とすべき。
- ・「質の高い日本語教育の提供が喫緊の課題」とされているが、これは、現行のままでは将来的に質が担保されない日本語教育が提供される可能性がある、あるいはすでにそのような現状がみられるという問題意識に基づく取組であると考えられる。そのため、日本語教育の目的及び到達目標について今後さらに議論を進めていくことが必要。
- ・「優れた日本語教師を養成・確保して、我が国の日本語教育の質を向上させること」とあるが、国外の日本語教育の質の向上も併せて目的とすべき。

日本語教師の資格について

1. 日本語教師の資格の目的について

- ・日本語教育の質の向上に加え、日本語教師の量の確保も目的とすべき。
- ・今後、日本語教師がどの程度不足する見込みかを示す根拠となるデータを示すべき。
- ・新たな資格を取得することのメリットが不明瞭。公認日本語教師の資格が就職、待遇改善、雇用の安定とどのように結びつくかを明言すべき。負担だけが増え、メリットがない場合、日本語教師を目指す者の減少が懸念される。
- ・日本語は、日本人なら誰でも教えられるというものではない。日本語教師という職業の専門性が社会的に認知され、地位が向上することも目的としていただきたい。
- ・日本語教育の発展のために、日本国内に留まらず、海外でも通用する資格とし、海外の日本語教育機関においても公認日本語教師の配置を求めることが望ましい。
- ・報告書では、法務省告示校で勤務する日本語教師が主な対象として想定されているが、日本語学習者は初等教育から高等教育、さらに社会人と多様であり、一つの資格ですべてをカバーすることは困難。複数の種類に分けた資格として創設すべき。

2. 資格取得要件

- ・日本語を母語としない者が公認日本語教師となることができる意義は大きいですが、実際に学校等において採用されるかどうか、また試験、実習、研修等の内容が母語話者と同様とされていることについても検討が必要。

3．試験の内容及び実施体制等

(1) 試験の内容等

- ・筆記試験の内容は、現行の日本語教育能力検定試験と異なる部分があるのか。同一であるならば一本化すべき。
- ・学習者を指導する際に、日本社会全体についての知見、学習者の社会的背景への理解及び教育心理学等への認識は必須。教育学や社会科学の理解を試験内容として含めるべき。
- ・筆記試験 について、特に生活者や就労者、外国にルーツを持つ子供に関する事柄など現在の日本語教育環境を取り巻く状況についても含めた内容とすべき。
- ・知識を問う従来の暗記型ではなく、授業実践力養成についても評価できる内容であるべき。
- ・現在、日本語教育においてもオンライン授業が切り離せない状況になっている。オンライン授業に対応できる資質についても試験で測るべき。

(2) 試験の実施体制等

- ・年1回以上では十分に受験機会があるとは言い難い。年2回以上とすべき。
- ・会場は、全都道府県に一か所以上設置されることが望ましい。
- ・筆記試験、教育実習のいずれも海外において受験できるような配慮が必要。
- ・オンラインでの申込やCBT試験など、デジタル対応により手続きを簡素化すべき。
- ・記述式の問題は含まないのか。
- ・外国人学習者は、「留学」「就労」「生活」など様々な立場で来日し、年齢も様々である。日本語教師は日本語に留まらず、日本の文化や生活のルールなど多様な事柄を教えることとなるため、受験要件として年齢の制限(18歳以上や高等学校卒業(もしくはそれに相当)等)を設けるべき。

4．指定試験実施機関及び指定登録機関に求められる役割

- ・試験委員の適正を審査する者とその審査方法についても検討が必要。
- ・試験実施機関及び登録機関を文部科学大臣が指定することに関しては賛同するが、その業務については所管省庁として適合命令、指定の取消、報告等示されている項目を遂行するための新たな審議会等を文部科学省又は文化庁に設置して定期的に監督・検証するなど、資格の信頼性を担保するためのチェック体制を強化すべき。
- ・現場で必要となる能力と乖離した机上の知識や応用力を問う試験問題ばかりにならないよう、「一定年数以上専任の日本語教師の職に従事した経験等を有する者」として教育実践の現場に身を置き、その現状を熟知している者が試験委員として多く関わることとすべき。

- ・「一定年数以上専任の日本語教師の職に従事した経験」を考慮することは現場の視点を取り入れるという観点からも有効であるが、年数のみに依るのではなく、研究会等での実践研究の報告を重ねているか等、大学教授・准教授の指標に準じる社会的な指標が必要。

5. 教育実習

- ・新型コロナウイルス感染症の流行によって、社会では急速に日本語教育のオンライン化が普及しつつある。日本国外に住む日本語学習者の数が国内における日本語学習者よりもはるかに多い現状にもかかわらず、報告ではあくまで教壇に立って日本国内にいる学習者向けに教えることを想定した内容になっている。教育実習においてもオンラインを取り入れるべき。
- ・現状、日本語教師養成機関の教育実習の内容は様々であるため、一定程度の枠組みを設けることが必要。文化庁で検討が進められている「日本語教育の参照枠」をもとにしたシラバスによる教育実習の実施など、最新の知見を踏まえた教育実習の枠組みを設けることによって教育実習の質を担保していくことが望ましい。
- ・教育実習の中で、基本コースに加え、途中から「留学」、「就労」、「生活」など多様な現場に分かれての実習が可能となることが望ましい。
- ・今後は留学生に限らず、ビジネスや生活のための日本語を学ぶ学習者も増加することが予想される。したがって、多数の学習者に向けたクラス授業のみならず、一人一人に合ったプライベートレッスンやオンライン等を想定した実習を検討していくべき。
- ・実習は試験と並ぶ資格取得要件であることから、その教育実習担当員については、試験委員と同等とすることが望ましい。同様に、教壇実習指導者も、実務経験豊富な日本語教員であることが望ましく、試験委員の要件のうち、「一定年数以上専任の日本語教師の職に従事した経験等を有する者」とすべき。
- ・現在、教授法も文法積み上げ式、アクティブラーニング等多様化している。対象となる学習者のニーズ、レベル、教授法を選択制にするなどし、資格取得希望者が教育実習の種類をある程度選択できるような仕組みが必要。
- ・教壇実習の指導者の数について、実習生20名に一人以上とされているが、丁寧にフィードバックを行える程度の人数に限定することが望ましい。
- ・全国一律に課す資格要件でありながら、地方で要件を満たせるか否かが考慮されていない。地方の場合、教育実習のためのクラスの確保が難しく、学外の日本語教育機関に協力を求める場合も、地方と大都市圏とでは機関の絶対数が大きく異なる。
- ・教育実習の指導者については、経験のみならず知識、技能も測るべき。経験のみ長く、知識・技能の研鑽を怠っている教師も散見されるため、将来的には指導者のための研修も必要。

- ・指導者により実習の質が左右されるため、教育実習及び教壇実習指導についての研究協議の場を設けて基本的な方針・方法等のガイドラインを策定し、それに基づいた実習に関わる指導者の公的な研修プログラム等が検討されるべき。
- ・勤務しながら地方で受講する場合は、特に金銭面や移動等の負担が大きい。対面実習の場合、実習費用の助成制度等についても検討が望まれる。
- ・大学の日本語教師養成課程において教育実習先の確保が大きな課題となっている。そのため、教育実習受け入れ機関の整備や、実習を受け入れる日本語学校等にメリットがあるような措置を講ずることが必要。
- ・「指定日本語教師養成機関における履修・修了」を要件とするにあたり、「修了」の基準も併せて検討することが必要。教育実習のみ指定機関で履修する者が、教育実習の内容をただこなすだけで資格要件を充足したということにならないよう、修了基準を設けることについて検討すべき。

6 . 指定日本語教師養成機関

- ・国外で公認日本語教師を目指す者に対して、在外指定日本語教師養成機関もしくはオンラインで全て受講が可能な指定日本語教師養成機関を設立することが望ましい。
- ・指定日本語教師養成機関について、審査項目を満たしているかどうかを「文部科学大臣に定期的に報告し、確認を受けなければならない」とされているが、この手続きが必要以上に頻繁・煩雑であることのないよう、配慮されることが望ましい。
- ・現状、書類上形は整っているものの、実際には課題の多い機関も見受けられるため、指定日本語教師養成機関に対しては、ヒアリングや実地調査が必要。
- ・指定日本語教師養成機関に定期的な点検・評価を課し、それらの報告とホームページ等での公開を求めることにより、今後日本語教師を目指す者たちが養成機関を適切に選択できるようになることが望ましい。
- ・指定日本語教師養成機関において指導する者は、理論のみならず幅広い日本語学習者への指導経験などを有する者であることが望ましい。
- ・現状の日本語教師養成課程が指定機関として認可されなくなった場合、経営的観点から大学の存続問題に関わる。指定機関としての認可に必要な要件の決定時期の通達及びその要件を整えるための猶予期間については十分な配慮が望まれる。
- ・これまで大学では、いわゆる主専攻や副専攻と呼ばれる単位数が異なる課程が存在してきた。報告では「26単位以上」として、取得した単位数の多寡が捨象されているが、免除対象となる筆記試験で測られる知識や教育実習で身につけるべき技能は26単位の中で最低限習得できるとしても、主専攻として日本語教育そのものを専門として学ぶことの意味が薄れると、日本語教育研究を志す者が減少することが危惧される。日本語教育界に持続・発展のためにも、大学で日本語教育そのものを主専攻として専門に学ぶことの意味を、今回の制度設計の中で議論されるべき。

- ・日本語教師養成機関の選定においては、運営母体が日本語教育機関、または日本語交流の場を設けている団体であることが望ましいが、運営母体がそれを有していない場合は実習の場として提供される機関の審査も必要。単一国籍、多国籍によるクラス運営、留学、ビジネス向け、生活者の交流の場など、それぞれの実習機関の良さを生かした養成が実施されるべきであり、また実習機関においても、日本語教師養成機関に間接的に協力することが、業界全体のステータスを上げることになるという認識が生まれることが期待される。

7. 試験の一部免除及び教育実習の免除

- ・日本語教育能力検定試験もしくは全養協日本語教師検定の合格者の免除についても検討を要する。
- ・現行の日本語教育能力検定試験は、公認日本語教師の筆記試験と同一または極めて似通っているものと考えられるため、この試験の合格者については、筆記試験及びが免除されることが望ましい。
- ・共通した一つの試験があることによって、能力・技能等の同一基準が保証され、数多ある日本語教師養成機関の質の不均衡を是正できると考える。公認日本語教師の資格の質の担保のため、筆記試験に関しては、全員一律に受験とするべき。
- ・いわゆる法務省告示校で一定年数勤務していることが、各個人の日本語教師としての知識や技能を保証することにはならない。「質が担保されている教育機関」の認定方法によっては、留学生を対象にした日本語教育機関に偏ることが懸念される。
- ・指定日本語教育機関の認定や試験等の一部免除を中心に、45単位以上(主専攻)と26単位以上(副専攻)との差別化を図り、45単位以上(主専攻)での学修の価値が制度上も明確に認められることが望ましい。

8. 更新講習

- ・新型コロナウイルス感染症により留学生が入国できない状況下で新卒の採用が進むとは考えにくく、今後の日本語教師の高齢化を見据え、現存の人材の活用が急がれる。特に、日本語教師の約3分の1を占める非常勤講師の成長を促し、活用するための講習等が必要。
- ・研修中の業務時間の短縮、手当の支給、オンライン受講が可能なシステムの開発など、研修受講に当たっての公認日本語教師の負担軽減が望まれる。
- ・公認日本語教師の活動の場は地域日本語教室に限らないため、文化庁に限らず文部科学省や厚生労働省、経済産業省等、日本語教育に関するすべての省庁において関連する研修環境の充実・強化に努めるべき。
- ・教員免許更新制も廃止となるため、日本語教師においても更新講習を制度化しない方針に賛同するが、日本語教師自身が資質向上のために学び続ける意識、意欲を持って

るような環境づくりは重要。

- ・現状でも、所属している日本語教師に向けて、採用後に現職者研修を行っている日本語学校は一定数存在する。そのような学校は教育の質も高く保っていると言えるため、日本語教師を採用している機関が研修を行う際にも何らかの支援がなされることが望ましい。
- ・更新講習を制度化することにより、日本語教師が最新の知識を身に着けることができるため、教師の質を保証し続けられることが期待される。しかし、公認日本語教師の資格取得後に必要なタイミングで適切な研修の機会を得るというのは、それぞれ状況が異なることから、困難である。受講自体が現場教師の負担となり、研修の実施が困難になることも考えられるため、研修内容の質の担保を文化庁が保証し、オンラインやオンデマンド等、受講形態に柔軟性を持たせることが望ましい。
- ・日本語教育に関する新しい知見に触れるための講演会や講習は、大都市を中心に行われることが多く、地方都市に居住していると参加のためのハードルが高い。そのため、研修の実施に当たっては、居住地域による受講機会の格差が小さくなるような制度設計がなされることが望ましい。
- ・養成段階修了を示す公認日本語教師を増やすだけでは、日本語教師が社会的役割を果たすことはできず、社会的な認知を向上させることは難しい。公認日本語教師はあくまでも入口であり、それ以降のキャリアパスを明確にイメージできるような研修環境整備が必要。それにより、本報告書に示された「就労」や「生活」の分野でも活躍できる日本語教師を増やすことにもつながる。
- ・現職の日本語教師が自助的・自発的にキャリアステージに応じて定期的に講習や研修を受けることは様々な事情から難しく、公認日本語教師の資質・能力の維持・向上を資格取得者の自主性や自己研鑽に任せるだけでは促進されないと予想されるため、報告書にもあるように研修環境の充実や必要なタイミングでの適切な研修機会の創出のために採用する機関に研修の実実施計画を提出させ義務付ける、もしくは日本語教育人材養成・研修カリキュラム等開発事業の活用を促すなど評価認定上の工夫のほか、受講すべき研修の種類や時期を目安として設定する、またどこかでどのような研修が実施されているのかを一覧にしたりリスト等を示すことが望ましい。
- ・「公認日本語教師が必要なタイミングで適切な研修の機会が得られるよう、日本語教師を採用している機関に促していくことも必要である」という点は非常に重要であり、このことを確実に実現するために、まずは現状把握が必要。すでに文化庁委託による日本語教師の研修が多く行われているが、その受講者を対象に研修受講に当たり雇用機関からのサポートが受けられているかどうかを問うような調査をするなど現状を踏まえた上で、国から各機関への効果的な指導・要請が行われることが望まれる。

9 . 学士以上の学位

- ・多様な背景を持つ日本語学習者の教育には、学士に限らず同じく多様な経歴や社会的視点を持つ教師が適している。
- ・資格取得の要件には、学士以上とはいかなくともやはり幅広い教養と問題解決能力は必要であることを鑑み、高等学校卒業ないしそれに相当する程度の資格が必要。
- ・学士以上の学位は必要とすべきとまでは言えないが、学位に応じて待遇が良くなるという構造は必要。
- ・多くの諸外国では大卒を職業的なキャリアや外国籍人材の就業の必須条件にしている。就労ビザ取得に当たって学位が判断基準となる国もあり、国際的なキャリア形成の観点からも、大卒は必要最低限の要件である。
- ・日本語教師が社会に適切に認知されるためには、資格要件として学士を求めないとしても、大学卒業程度の試験であること、学士力相当の力を求められる事を明示すべき。社会的な認知を得ることにより、待遇面での改善を含め、教育環境(学習者にとっての学習環境)が整備され、より質の高い日本語教育が展開されていくことが期待される。
- ・学士以上の学位を資格取得要件とすることを原則とし、この要件を有しない方を「準資格」として認定することが望ましい。日本語教師が活躍する場面は、社会人、大学といった高等教育以上の段階から、「初めの一步」を指導する初級から中等教育レベルまで幅があるため、対象によって必要となる学位は異なる。「公認日本語教師資格」と「準資格」で教育対象の役割分担を行うべき。

10 . 現職日本語教師の資格取得方法

- ・「現職」の定義を明確にすべき。現在、法務省告示基準の教員要件を満たした上で日本語教育を行っている者に限るのか、もしくは現在日本語教育を行っていない場合でも、法務省告示基準の教員要件を満たしている者は含まれるのか。昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により現場を離れざるを得なかった教師や、現在日本語教師以外の職についている者も多いが、こういった者たちは、前者であれば非常に不利になる。
- ・法務省告示基準の教員要件を満たし、すでに日本語教育に従事している日本語教師に関しては、実質的な資質及び能力が確保されていると考えられることから、公認日本語教師への移行に当たって新たに試験を課すのではなく、日本語教育の最新の情報等に関する研修を課すこと、もしくは実績を確認すること等を義務付けることが望ましい。
- ・現行の法務省告示の教員要件を満たす者は、全員公認日本語教師に移行すべき。その場合、公認日本語教師の認定証等に、現行の有資格からの移行であることを明記する。

- ・現職者の公認日本語教師への移行期間は一定年数を定め、その間に研修・筆記試験合格を課すべき。なお、期間内に移行手続きが完了しなかった者は、公認日本語教師への移行権利を喪失したものとみなすが、海外在住の現職者に対しては配慮が必要。
- ・「質が担保されている機関で一定年数」「実践的な資質・能力が担保される者」の定義を明確にすべき。国内外を問わず、法務省告示校でなくとも継続的に経営を続けている優良な日本語教育機関は多く、判断基準については検討が必要。また、フリーランスの日本語教師やボランティアで日本語教育を行っているなど物理的に証明が難しいケースもあるため、検討に当たっては配慮が必要。
- ・「質が担保されている機関で一定年数以上働く等」とされているが、勤務年数については、一つの機関ではなく複数の機関で合算して一定の年数を満たす場合も認めるべき。
- ・日本語教師としての経験は、年数ではなく授業時間数や業績なども加味し、専任・常勤・非常勤等の区別なく総合的な判断がなされるべき。
- ・現行の法務省告示基準を満たす者についても公認日本語教師への移行に当たり試験合格が課された場合、現職者の大きな負担となる。現場では、日本語教師の数が絶対的に不足しているため、可能な限りの負担軽減が求められる。

1.1. その他

- ・地域の日本語教室など、法務省告示校以外では、ボランティアがほとんどを占めている。ボランティアの無償活動により、「日本語は日本人なら誰でも教えられる」「専門性が低い」「高い給与を支払う必要はない」など誤った認識が浸透しつつあり、専門性を有した日本語教師の待遇が悪いことに直結している。法務省告示校及びそれ以外の日本語教室・自治体が公認日本語教師を妥当な対価を支払って採用した場合に国からの支援を受けられる等、専門性のある人材を雇用することの必要性が広く認識されるような仕組みの構築が望まれる。
- ・資格制度の創設とともに、いかに日本語教師の人材確保と定着を図るかの議論も必要。資格制度を創設しても、現状の日本語教育業界の零細性、脆弱性、不安定性等の課題が解決されなくては日本語教師の質の確保、ひいては日本語教育の推進と発展につながらない。
- ・資格の創設に当たって、正規の機関で日本語を教える教師に限らず、個人で日本語を教える教師も公認日本語教師の資格を活かせるような検討が望まれる。資格制度の議論に留まらず、資格取得後の具体的なビジョンや多様性のある日本語教育の普及についても検討すべき。
- ・日本語学校に経営や運営等で携わる者も、公認日本語教師の資格を有することを義務化すべき。日本語教育や教師に対する知識がない者が経営・運営を行うこととなれば、学生に対して教育の質を保証できず、また教師の価値を理解されないまま搾取さ

れかねない。

日本語教育機関の水準の維持向上を図るための仕組みについて

1. 制度の目的

- ・海外において日本語教育機関が公的及び社会的に認知される基準を設けることが望ましい。
- ・日本語教育機関の範囲外の、日本語教育に携わる者が本制度の議論の蚊帳の外となっている。新制度により特定の機関だけが新たなビジネスチャンスを得る、また特定の機関に属していない場合に不利益が生じるという事態は避けるべき。
- ・ドイツのように国が予算を組んで、外国人労働者に一定レベルの語学力をつけることを義務化し、その教育を公認日本語教師が担うことが望ましい。
- ・「学習者や外国人を雇用する企業等は、各教育機関から提供される日本語教育の水準を確認することが困難な状況に置かれている」とあるが、多くの企業はどのような日本語教育機関があるかさえ認識していない、もしくは知ろうとしていないのが現状であり、雇用者は自分の組織内の外国人労働者に日本語教育の機会を与えることを義務化し、その義務を順守しない場合は外国人の雇用を認めないというような厳しい罰則を設けなければ、企業が外国人労働者の日本語教育について本気で考えることはない。
- ・「地域の各日本語教室の自主性・主体性に基づく活動を縛ることがないように」とされているが、これは「多様な日本語教育を行う機関の質が保障されていくこと」とは矛盾するのではないか。「水準」という用語が、評価制度の審査項目として示されているようなものを指すのか、あるいはさらに幅広いものを指すのか具体的に明示すべき。
- ・報告では児童・生徒の日本語教育（「就学」）は含まれておらず、今後検討とされているが、児童・生徒の日本語教育に関わる日本語教師にとっては、小中高等学校等の公教育の場に活躍の場を見つけることが難しいという現状がある。一方で、公教育では日本語指導が必要とされながら、携わる教員の数が不足しているため、新たな資格の創設によって、公教育の場で日本語教師が活躍できるようになることが期待される。

2. 日本語教育機関の範囲

- ・大学の留学生別科について段階的に検討することとされているが、本制度の枠組みの範囲に加えたうえで段階的に検討すべき。
- ・日本語教育を行う全ての機関が「日本語教育機関」とされるべきであり、「専ら日本語教育を行う機関」という規定から外れる機関や団体も範囲に含めるべき。
- ・日本語教育機関の対象範囲は国や地方公共団体の関与が必要な公的な分野（学校教育、労働、出入国管理、外交政策等）に限るべきであり、学習塾やボランティア等の

自律的な活動を規制して民間の活力を失わせることがあってはならない。

3 . 日本語教育機関の類型と申請主体

- ・海外で働く日本語教師の経歴が認められるように、海外にある日本語学校にも要件を課して認定できる仕組みを設けるべき。
- ・類型「就労」について、特定技能を中心とした外国人の受け入れにおける日本語教育の位置付けを明確化し、その上で「就労」を中心とした教育機関へ公認日本語教師を積極的に配置すべき。
- ・類型「留学」における日本語教育機関は、学校法人立から株式会社立まで多くの設置形態がある。設置形態によって認可基準は明確に区別されるべき。
- ・類型「就学」については、早急に検討・整備すべき。
- ・類型「生活」においては、地域のボランティアによる日本語教室を日本語教師による日本語教室に変えていく必要がある。そのためには少人数の教室でも認可を受けられるなどの配慮が望ましい。
- ・画一的に類型を3つに区分することは制度を硬直化させるため、3類型のいずれにも該当しない「その他（海外向けオンライン教育等）」を設けるべき。
- ・申請は、希望に応じてどのような日本語教育機関でも行えることとすべき。また、検討に当たっては、日本語教育業界に関わる様々な企業、団体、日本語教師、日本語学習者等にヒアリングを行うべき。
- ・類型「生活」については日本語学習支援者（ボランティア）と地域日本語教育に理解のある日本語教師が連携できるような仕組みを作り、そこに「就学」もつなげられることが望ましい。
- ・類型「就労」「生活」について、生活者や技能実習生等の現状に則した日本語教育機関を早急に検討すべき。
- ・類型「留学」の枠組みや評価に関する検討を先行して開始し、「就労」「生活」については段階的に検討すべき。

4 . 制度の詳細

(1) 評価制度の性質

- ・「優良な日本語教育機関の拡充を目的とした優良機関評価制度」の検討に当たっては、優良の定義・基準等について具体的な検討が必要。
- ・優良な認定機関は公表し、適切でないと判断された機関には罰金・営業停止処分を含めた罰則規定を設けるべき。
- ・「優良な日本語教育機関の拡充を目的とした優良機関評価制度についても段階的に検討する」とされているが、「標準的な日本語教育機関の質の確保」を目的とした評価制度を第三者評価と捉えてしまうと、ハードルが高くなりすぎてしまい、必要数の日

本語教育機関の確保が困難になることが懸念される。日本語教育の質の維持向上のための共通の指標となる共通の評価基準に則った自己点検・評価を要請することで、各事業者にとって多くのコストを要するものではなく、取り組み始めやすいものとなると考えられる。

(2) 評価制度の審査項目

- ・日本語教育機関の審査においても所属教員の「実践的な資質・能力」の担保に必要な研修機会を確保しているかどうかを確認されるべき
- ・「一定数以上の公認日本語教師の配置を必須」とされているが、まずは混乱を避けるため各機関につき1名ずつの配置とすべき。
- ・各日本語教育機関に一定数以上の公認日本語教師の配置が求められるようになるが、十分な移行期間を設けるなどの現職者に不利益にならないように配慮が必要。
- ・近年増加しているオンライン日本語教育についても一定の基準を設けて審査すべき。
- ・類型「就労」の審査項目についても早急に検討を進め、整備すべき。
- ・「留学」の審査項目について、「法務省告示基準との接続については今後要検討。」とされているが、二重基準とならないよう省庁間で調整を行い、検討すべき。
- ・評価項目には「教員の処遇面」や「定期的な情報開示」を追加することが望ましい。
- ・審査項目の中では、「基本組織・目的」を重要視すべき。
- ・「既存の評価制度も参考にする」とされているが、既存の評価制度に沿うものである必要があると考える。
- ・公認日本語教師以外に、相談業務等に従事する教員の配置が必要。
- ・地方の法務省告示校は3類型を全て担っていることが少なくない。3分野に渡る活動を阻害しない評価・審査の検討が必要。なお、「留学」の審査で認定を受けた機関については、「就労」「生活」の審査が簡略化されることが望ましい。
- ・特に類型「生活」については、ニーズや現状の体制など多種多様な在り方がある。全て一律に一定要件を求めて審査するよりも、各機関が提供できる教育内容(対象者やレベル等)を明示することを義務付ける方が学習者にとって有益である。
- ・類型「留学」の審査項目に「教育成果」が含まれているが、進学実績や試験合格を成果とすることは避けるべき。
- ・日本語教育機関内で日本語教師が適切なキャリアを形成できるよう、キャリアプランにおける適切なビジョンと評価軸を備えていることを認定機関の要件とすることが望ましい。

5. 評価の主体について

- ・日本語教育機関に対して第三者評価を義務付けることについては賛同するが、実施頻度は大学認証評価と同様に7年ごととするなど適切に定めるべき。

- ・評価主体は、現存する機関とは異なる機関を新たに設けることで、公正な判断を担保することが望まれる。

6. 類型「留学」「就労」「生活」の全体イメージ(案)

- ・類型「生活」は日本で生活する日本語学習者であれば包括されるはずであり、他の類型と横並びにはできないはずである。
- ・報告に含まれていない児童生徒、難民、海外の学習者等を対象とする日本語教育についても、それぞれの分野における公認日本語教師の意味付けの議論と併せて制度的な検討が必要。

7. 支援について

- ・日本語教育の質の維持向上のため、ICT教育研修、デジタル機材の無償貸出等の支援が望ましい。
- ・質の高い日本語教育機関として認定を受けた場合、安定的な経営のための財政支援がなされる仕組みが必要。
- ・優良日本語教育機関に対する経済的支援等を通じて、経済的自立が困難な日本語教師の現状を改善するための措置を講じることが望まれる。
- ・質的向上を目指す日本語教育機関が第三者評価を積極的に受審できるように、審査費用等の負担軽減措置を講じることが望まれる。
- ・公認日本語教師に限らず、認定を受けた機関で働く公認日本語教師以外の日本語教師に対する研修機会についても充実させるべき。

8. その他

- ・日本語教育機関の認定評価について、地域によって様々な現状がある中で、それらの優れた実践が損なわれることのないような仕組みを構築すべき。
- ・児童・生徒の指導は地域のボランティアに任せるのではなく、的確な指導の在り方について行政側での検討が必要。
- ・類型化により、学習者の柔軟な学習が阻害されることがないような制度構築が望まれる。
- ・日本語学習者に対して、金銭的負担を軽減するような仕組みが望まれる。
- ・専門学校は、現状株式会社立の日本語学校等と併せて法務省告示校として一括りにされてしまっているが、専門学校の所管は文部科学省(都道府県)であるため、法務省告示校から外し、現在の大学別科と同様の位置付けにすることが望まれる。また、第三者機関の審査を重複して受けるような、屋上屋を架す制度は望ましくない。
- ・日本語教育機関の水準向上を図るには、日本語教師の労働環境の改善、日本語教育機関設立の厳格化、健全な日本語教育機関維持のための業務監査機関の設立が必要。

- ・日本語教育機関の類型化については、日本語教師の資格化とは切り分け、総合的な調査・分析に基づく検討を行うべき。

全体に関して

- ・日本語教育の質の現状について、何らかの調査を行うべき。日本語教師の資格に限らず、日本語教師養成講座の講師への教育支援や外国にルーツを持つ人たちへの日本語教育支援など、予算と人員を掛けるべき課題は多い。
- ・現職日本語教師の資格取得に係る免除要件や公認日本語教師の配置に係る移行期間については、日本語教育機関関係6団体や法務省告示校をはじめとする多様な現場の意見を考慮すべき。
- ・報告書全体を通して「今後検討」とされている部分が多いが、今後の具体的なスケジュールを明示すべき。
- ・一口に「日本語学習者」と言ってもその目的は多様であるため、現場の声と実態を把握した上での制度構築が望まれる。

その他

- ・ボランティア主体で運営されている地域日本語教室の存在意義はとても大きく、空白地の解消や持続可能とする取り組みは必要であるが、教室が担っている日本語学習支援とははっきり区別をして、国や地方公共団体はその責務を明確にし、それらが実施する日本語教育は公的サービスとして位置づけるべきである。
- ・現状でボランティア頼みになっている地域の日本語教育等の現場において、各自治体が法務省告示の教員要件を満たす者を正規の職員として採用することが望ましい。
- ・留学生の早期入国について検討すべき。日本語学校が立ち行かなくなるとは、日本語教師が活躍する場を失うことになる。
- ・難民のための日本語教育は、現在難民認定の所管官庁である法務省が、現状のように外部委託ではなく、法務省告示の教員要件を満たすものを正規の職員として雇用した上で実施することが望ましい。
- ・現状、生活者に対する日本語教育の多くをボランティアが支えているが、協力者会議においてはそのボランティアの日本語教育を向上させる枠組みについて検討がなされなかった。ボランティアを中心としたさまざまな形の現場が、今後公認日本語教師が活躍する類型から外れたことで、それぞれの現場の自由度は確保されたものの、そのような現場の問題点や改善方法、日本語教育への橋渡しの在り方などについて、今後検討の機会がつけられることが必要。